

平成28年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成28年3月4日（金）

[委員会の概要 教育委員会関係]

木下委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、追加提出議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第70号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第84号 平成27年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】 なし

佐野教育長

教育委員会関係の提出議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成27年度一般会計・特別会計補正予算案でございます。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料（その3）の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計欄に記載のとおり、20億8,305万円の減額をお願いいたしております。この結果、平成27年度一般会計の予算総額は、800億5,381万4,000円となっております。

なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計でございますが、学校政策課所管の奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等に対する奨学金の貸与見込額の決定等に伴い、1億2,743万2,000円の減額補正をお願いいたしております。

3ページを御覧ください。

課別主要事項でございますが、その主なものにつきまして順次、御説明申し上げます。

まず、教育総務課でございますが、事務局、県立学校に配置いたしました臨時職員及び非常勤職員の人件費の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で143万4,000円の増額補正をお願いいたしております。

4ページをお開きください。

施設整備課でございますが、高等学校費の学校建設費の①高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で2億4,402万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

5ページを御覧ください。

教育戦略課でございます。教育指導費の①指導諸費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で35万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

6ページをお開きください。

教職員課でございますが、事務局、小中高等学校、特別支援学校の教職員給与費及び旅費の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で11億6,105万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

7ページを御覧ください。

福利厚生課でございますが、教職員人事費の①退職手当におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で3億6,043万2,000円の減額補正をお願いいたしております。

8ページをお開きください。

学校政策課でございます。事務局費の①管理運営費におきまして、高等学校等就学支援金の所要見込額が決定したこと、教育指導費の②学校教育振興費におきまして、各種事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で2億6,148万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

9ページを御覧ください。

奨学金貸付金特別会計の①奨学金貸付金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億2,743万2,000円の減額補正をお願いいたしております。

10ページをお開きください。

特別支援教育課でございますが、特別支援学校費の①学校管理運営費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で28万8,000円の増額補正をお願いいたしております。

11ページを御覧ください。

人権教育課でございますが、教育指導費の①生徒指導費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で99万円の減額補正をお願いいたしております。

12ページをお開きください。

体育学校安全課でございますが、保健体育総務費の②学校安全管理指導費におきまして、災害共済給付金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,758万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

13ページを御覧ください。

生涯学習政策課でございますが、社会教育総務費の③青少年教育費におきまして、放課後子ども教室推進事業など各種事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で815万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

14ページをお開きください。

教育文化政策課でございますが、文化及び文化財費の③埋蔵文化財総合センター管理運営費におきまして、国等からの埋蔵文化財発掘調査受託事業の額が決定したことなどに伴い、総額で4,119万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

15ページを御覧ください。

最後に、文化の森振興本部でございますが、文化の森総合公園文化施設費の⑥21世紀館運営費におきまして、設備の修繕に係る所要見込額の増などに伴い、総額で1,050万9,000円の増額補正をお願いいたしております。

16ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

施設整備課における高校施設整備事業費では、阿南工業高校改築工事などにおきまして、繰越予定額10億852万9,000円を、また、教育戦略課の高校施設整備事業費では、「阿波の元気もり森」推進事業におきまして、繰越予定額1億5,138万5,000円をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

木下委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

上村委員

就学援助の充実についてお伺いします。

まず、貧困問題についての認識ですけれども、経済格差が広がって、子供の6人に1人が貧困状態と言われる深刻な事態です。子供の貧困問題というのは、子供たちの学力にも大きな影響を与えるということで注目されていますけれども、東京都の足立区で調査したら、経済的に厳しい子供が多い学校ほど区の学力テストの結果が低いという傾向が出ている。基礎的な学力が身に付かないと、将来の職業選択の幅が狭まって、貧困の連鎖につながりかねないということで、本格的な対策に乗り出そうとしているところです。また、高知県知事の2016年の年頭の記者会見だと思えますけど、子供の学力に関連して、厳しい環境にある子供たちが多いとして、高知県の子供を守っていくための対策をしっかりと講じていくと言っています。

徳島県でもこうした状況を受けて、子供の貧困対策の推進について、総合的な支援の充実ということで、平成28年度予算に関係部局が連携して支援策を打ち出しているところです。地域ぐるみの学校支援事業512万4,000円というのが、これに当たると思いますが、教育委員会関係では地域未来塾事業、地域住民の協力による学習支援というのを一つ入れていきます。

貧困問題というと、県民環境部の担当ということで、教育委員会では余り扱えないとい

うふうなことも言われましたけど、山田議員が一般質問でも取り上げた問題ですし、やはり教育委員会としても、この子供の貧困問題に向き合わざるを得ない大きな課題だと思っていますので、ここで取り上げることにしました。

経済的に困難を抱えていて学校に通うのが難しい子供に支給されている就学援助ですけれども、この度、文部科学省が初めて市区町村別のデータを公表しています。教育委員会としては通知も出されていますけれども、このことをどういうふうに受け止められているのか。また、県内の状況についてどんなふうに評価されているのか。まず、このことをお伺いしたいと思います。

森本学校政策課長

ただいま上村委員から、就学援助についての御質問をいただいたところでございます。まず、就学援助は市町村が実施主体で行う制度でございますけれども、これは学校教育法の第19条において「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない」とされております。

県教育委員会としてどう取り組んでいくのかということでございますけれども、市町村については、各市町村の財政状況や地域のニーズを踏まえながら、保護者に対して必要かつ適切な援助がなされているものと認識しているところでございます。

上村委員

子供の貧困対策の推進に関する法律を踏まえて、就学援助の取組が一層充実していくよう、各市町村、教育委員会に対して御指導願いますと、文部科学省の通知に書かれています。適切にされていると判断しましたというお答えですけれども、この通知に沿ってどんな取組をされていますか。

森本学校政策課長

上村委員から、国の通知を踏まえて、県教育委員会としてどのような指導をしているのかとの御質問をいただきました。国の対応としては、就学援助については生活保護基準を目安に支給対象者を決定しているところでございます。国では生活扶助基準の見直しを平成25年8月から適用しておりますけれども、激変緩和措置を講ずるため、3年かけて均等に改定を行うとともに、この見直しが就学援助に影響を及ぼさないようにすることを基本的な考え方としているという通知であったと存じます。

県といたしましては、国の通知を踏まえまして、実施主体である市町村に対して、要保護者に対する就学援助については、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による支援の対象とすること。準要保護者に対する就学援助については、各市町村に対して、こうした国の取組を説明するとともに、その取組の趣旨を理解した上で適切に判断していただくよう周知したところでございます。

これに対して、市町村の対応でございますけれども、調査によりますと、県内24市町村

の全てで、この影響が及ばないように何らかの対応がとられておりまして、平成25年度に就学支援を受けていた者については、平成26年、平成27年ともに影響がないとの回答がなされているところでございます。

上村委員

就学援助の基準についても勉強させていただいたんですけれども、そもそも必要な支援が子供たちに届いているのかという視点で見なくてはいけないと思うんです。徳島県は全国平均で、就学援助率が少し低いくらいですけれども、市区町村で見ますと大変大きな差があると思います。

それと準要保護世帯については、もともとは国が援助していたものですが、平成17年に、いわゆる三位一体の改革で市区町村に税源移譲されて、それ以来、準要保護の世帯については市区町村が援助するとなっていますけれども、市町村ではそれぞれ財政事情も違いますので、県内でもいろいろな差が出ていると思います。県のほうも資料はお持ちだと思うんですけれども、援助率を見ましたら小中学校の計ですけど、一番高いところで徳島市が17.9%、一番低い町村ですと7.33%と、10%を超える差があるわけです。準要保護でも一番高いところでは16.3%、低いところでも6.53%と、ここも10%近い差が出ています。

文部科学省が出しています金額についても、一番低いところは230万円台だったと思うんですけれど、それから364万円、これだけの差が準要保護のところでも出ています。市町村によって経済事情、地域のいろいろな問題があると思いますが、これだけの差が出ているというのはかなり大きいと思うんですよね。この点はやっぱり、教育の機会均等の精神から言うと、支援が必要な人が本当は受けられていないという実態があるのではないかなと思うわけです。

先ほど県からは、全国的にも生活扶助の基準の見直しが及ばないようにいろいろな措置がとられている、この文部科学省の通知でも、ほぼ90%を超える市町村については、生活扶助の基準の見直しが影響しないということで判断されているとのことでした。

生活保護問題対策全国会議というところが、文部科学省が通知を出したことを受けて緊急の声明を出しています。就学援助実施状況等調査結果を踏まえた緊急声明ということで、ここでは、実際には就学援助の基準が生活扶助の見直しによって影響してきているという実態が数値を挙げて出されております。これは平成25年度に、就学援助を受けられていた者が引き続き受けられるようにということで、文部科学省も言っていますが、実際にはこの生活扶助基準が見直されたことで、新しく小中学校に入学した人たちは、今まで受けられていた援助が受けられなくなるということが出てきて、時の経過とともに、生活保護基準引下げの影響を受ける利用者数が激増していくことは、火を見るよりも明らかであると指摘しています。私も全くそのとおりだと思います。

この点について、県としては、必要な児童・生徒に援助が維持されている、また、必要な援助が行われていると見ているんでしょうか。

森本学校政策課長

上村委員から、必要な家庭に必要な援助がなされているのかとの御質問をいただいたところでございます。国の指示によりまして、県教育委員会としては、各市町村等に調査しているところでございますけれども、その回答によりまして、保護者に対して以前と変わることなく必要適切な支援が継続できているという回答をいただいております。今のところ、そのような状況と考えているところでございます。

上村委員

市町村の報告から、そういう影響はないと見ていると言われるんですけども、実際にはこの援助率が10%も開きがあるということと、先ほど申し上げた文部科学省が金額の目安ということで一覧表で出していましたけれども、それを見てもかなり差があると。こういうことについては、市町村の言い分は別としてどういうふうにお考えでしょうか。

森本学校政策課長

就学援助制度については、経済的な理由によりまして就学困難な児童・生徒が安心して学業に励める意義のある制度であると考えております。平成17年度から交付税措置ということで一般財源化されたところでございますが、それぞれの地域、市町村、団体により、財政状況であるとか、交通事情、地域性など、それぞれあると思います。そんな中で、各市町村については地域のニーズ等々を踏まえながら、保護者に対しては必要かつ適切な援助がなされているものと考えているところでございます。

上村委員

これだけ差があっても必要な援助が適切にされていると言われるんですけども、私は違うように思うんです。

就学援助の周知方法も市町村によって随分、差があるんです。文部科学省も、この就学援助が適切にされるように周知方法などもしっかりとして、できるだけ必要な人が受けられるように、充実させていくようにというふうな趣旨で通知に書いております。県内の市町村の周知の方法も、文部科学省が全部、市町村別に細かく一覧表で出しています。ざっと見ていきますと、教育委員会のホームページに制度を掲載している、また、自治体の広報紙などに掲載する、それから入学時に学校で書類を配付する。念が入った所では、毎年度、学校で配付すると。あとは教職員向けの説明会を実施している所、保護者向け説明会を実施するよう各学校に指導した所など、周知方法も様々です。これは県内ですけれども、ある自治体ではウェブサイトに乗せるだけと。実際に児童・生徒に書類を配付することをしていない所もあります。

この周知方法だけ見ても、本当に千差万別であるので、やはり県としては、もう少しこの周知方法を充実させるように、是非、音頭をとっていただきたい。少なくともこういう制度があることを知らなかったということがないようにしなくてははいけない。そういう責務は県にもあると思うんです。

県民環境部のほうでは、ひとり親世帯についてアンケート調査を行ってまして、私も

報告の冊子を見せてもらいましたけれども、そういうアンケートをすると、保護者の直接の声が上がってきて、経済的な援助をもっとしてほしいというような回答も上がっていました。それと、制度を知らない、ひとり親世帯の保護者の方が8割近くいると。いろいろな方法を講じていても、なかなかこの周知が届かない。そういう点では、この就学援助について、全ての世帯の親に、こういう制度があるということを知らせるということは、行政としての責務ではないかと思うんです。

文部科学省も、市町村ごとの周知の方法も含めて事細かに公表して、都道府県の教育委員会に充実するように援助してほしいという通知を出していると思います。特に今、子供の貧困化が深刻な事態になっているところで、市町村が適切にされていると思いますというだけの返答では、私は納得がいかないんです。市町村の自主性を重んじるというのは大事だと思うんですけれども、周知方法に差があることについては、もっと県の教育委員会としても、もう少しこういう工夫をしたほうがいいのか、そういった助言はできる立場だと思います。せめてこの徳島県内で、こういう制度があるということを知らない親がなくなるように、周知について努力する、何らかの方法がとれるんじゃないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

森本学校政策課長

上村委員から、就学援助制度の周知についての徹底を図るべきでないかという御意見をいただいたところでございます。委員がおっしゃるとおり、保護者に、この就学援助制度があるということを知らせることが何より大事であるということは認識しております。その上で、各市町村、団体等におきましては、委員がおっしゃられたとおり、入学時に学校で書類を配付するとか、毎年度、進級時に学校で説明の上、書類を配付するとか、あるいはホームページや広報誌に載せるなど、様々な組合せで周知を図っているところでございます。

県教育委員会といたしましても、そうした周知の方法については当然、充実を図るべきであると考えておりますので、今後とも市町村には、機会あるごとに就学援助のことについて、お話をしていきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

上村委員

不十分と思われる市町村に対しては、しっかりと援助していただきたいと思います。これからもこういう形で、文部科学省も調査するたびに公表していくようですので、経年的に取組がどうされるかというのは注目していきたいところです。

それと、就学援助の基準ですけれども、やはり市町村によってかなり差があるので、財政的な問題もいろいろとあると思います。一義的にはやはり、国の制度として準要保護もやっていかななくてはいけない問題だと思いますけれども、それはまた国のほうに求めるとしまして、やっぱり県では、子供たちに必要な援助が行き届くように、財政的に厳しいところには援助するとか、県としても予算が使えるんじゃないかと思うんです。県として独自に、市町村に対して援助するということについて、どういうふうにお考えでしょうか。

森本学校政策課長

各自治体に対して、県教育委員会として何らかの援助ができるのかということでございますけれども、これについては教育委員会単独でできるものではないと認識しております。県の様々な部局を通じて、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒が安心して学習ができるような環境づくりについては、やはり県を挙げて取り組んでいくべきものだと思いますので、関係部局とも相談しながら、できることを検討してまいりたいと思います。

上村委員

是非とも関係部局と連携して、徳島県で必要な援助が受けられないということがないように努力していただきたいと思います。

次に、奨学金返済の滞納者の債権回収で、民間のサービサーという債権回収業者に一部委託するという件について、事前委員会でもお聞きしたんですけれども、予算を審議する場ですので、どういった事例を対象に考えているのか、もう一回確認しておきたいと思います。

森本学校政策課長

ただいま上村委員から、今回、予算計上させていただいております、未収金削減強化事業の内容について、御質問いただいたところでございます。

最初に、このサービサーを導入することに至った現状について、お話しさせていただきます。

この奨学金については、経済的理由によって修学が困難な高校生等を対象に奨学金を貸与することによりまして、修学の機会を確保し、人材の育成を図ることを目的としたものでございます。現状でございますが、年々、未収金の額が増加しております。県の教育委員会といたしましても未収金の対策に向けて、これまで文書、電話、訪問による督促とか未収金対策チームの設置、あるいは法的措置の導入など、様々な取組を行ってきたところ、未収金額、滞納者の抑制に一定の効果がありましたものの、依然として増加の傾向は変わらない状況でございます。

このために、弁護士や銀行、保護者、学校関係者などで組織する未収金削減検討会議を設置いたしまして、昨年8月から3回にわたり、新たな未収金削減対策を協議していただいた結果、債権回収会社、いわゆるサービサーを活用すべきとの御意見をいただいたところであります。

今回、そのサービサーをどの部分にということでの御質問であったと思うんですけれども、おおむね1年以上、入金がない者を対象といたしまして、返還督促していただこうと考えております。

上村委員

1年以上、返還がない人を対象にと今言われましたけれども、経済的な事情とかそういうことも考慮されるのでしょうか。

森本学校政策課長

委員がお話しのとおり、例えば長期療養者でありますとか、生活困窮等で返還が極めて困難である方は除きます。つまり、返納したくても返納できない方は除いた上で、返納する能力がありながら返納していただけない方を対象に実施させていただきたいと考えております。

上村委員

慎重に、追い詰めるようなことがないように、ケースをしっかりと検討した上で委託していただきたいと思います。

もう一点ですけど、家庭教育推進強化事業についてなんですが、これも事前委員会で、どういった事業なのかということはお聞きしました。家庭教育力の向上と、社会全体で家庭教育を支援する機運の醸成を図ることを目的に三つの事業に取り組むとして、平成28年度当初予算で303万1,000円予算を組まれています。この事業は、説明によると議員から提案のあった家庭教育支援条例（案）を根拠に行われるということです。この家庭教育講座でいろいろな講座をするようですけども、どのような講師を考えているのか。何か、具体的に決まっていたら教えていただきたいと思います。

永松生涯学習政策課長

ただいま上村委員から、講座における講師等について御質問いただきました。家庭教育推進リーダー養成講座につきましては、ファシリテーターを養成する講座でございまして、具体的な講師を検討中でございます。

それから、わくわく家庭教育づくりプログラム事業については、本年度、実施しております。臨床心理士の方、絵本の読み聞かせをしている読書団体の方、助産師の方、それから子育て総合支援センターにお勤めの方等を、孫育て楽しみ隊講座、あるいは父親カルネサンス講座等で講師として呼んでおります。

上村委員

まだ、講師等は未定だということですけども、私はこの家庭教育支援条例（案）そのものについて意見があります。これはこの委員会で審議する場ではないと思うんですけども、私の意見だけ述べさせていただきたいと思います。

前にいただいた家庭教育支援条例（案）ですけども、基本理念の中に、「家庭教育への支援は、保護者が子供の教育について第一義的責任を有するという基本的認識のもとに」という言葉がございまして。それに続いて「地域住民、地域活動団体、事業者、その他社会の全ての構成員が」というふうに書いてあるんですけども、保護者の役割とか、地域住民の役割とか、そういったことを明言しながら「家庭教育というのは、保護者が子供

に対して行う教育をいう」と定義もされています。この考え方がちょっと引っ掛かるんです。もし、この考え方に立てば、不登校、ひきこもり、非行、いじめなど、子供の問題行動の原因が、第一義的には親や家庭にあるというふうな考え方に行き当たるのではないかと。少なくともその根拠とされる可能性があるのではないかという危惧を私は持っています。こういった考え方には私は賛同できません。家庭教育に行政とか議会が立ち入って、家庭はこうあるべきと、一定方向に向かわせるような条例をつくって、それをもとに施策を進めることは、子供をめぐる深刻な問題を、最終的には家庭とか保護者個人の責任にしてしまうのではないか、そういうことにつながるのではないかと思うからです。

家族の在り方とか、社会の助け合いなどの是非というのは自由な討論によって検討されるもので、最終的には個人の内面に委ねる、内心に委ねる、そういった問題だと思うんです。こういったものに条例をつくって、社会の在り方なども含めて一定の方向でやるということについては、やはり行政や議会がすることではないと思うんです。家庭をめぐる環境悪化をいかに改善させるかとか、また、教育の場をいかに子供たちが自己実現、全面発達場として保障していくのかということ是非常に大事な視点ですけれども、やはり周りでどういうことをやるべきかということ、ここでは議論していくべきだと思います。

この家庭教育支援条例（案）については、そういう点で問題があるのではないかと、これを根拠にこういった予算も組んで、施策を組んでいますけれども、少しこの点は、注意しなくてはいけないのではないかなと思うところです。これは意見として申し上げます。

須見委員

高校の部活で使用されています大型バスの安全管理の状況についてお伺いいたします。

県内の高校には、部活の一環として練習試合や遠征、合宿に向かうときに部員を大型バスで送迎している現状があると思われませんが、バスは高校が所有されているものではなく、当然ながら公用車でもないと聞いております。また、このバスで県内や四国内はもとより、関西、関東、九州といった長距離を走行し、運転者の多くは部活動顧問が自ら大型免許を取得し、運転を行っているとも聞いております。

そこでまずは、現在、高校の部活で使用されている大型バス等の台数、バス1台当たりの年間使用回数、主な目的地、そして運転者の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

阿部体育学校安全課長

ただいま須見委員から、部活動関係者管理自動車について御質問いただきました。

平成27年度の2月末日の状況で報告させていただきますが、部活動関係者管理自動車を登録している県立学校は22校ございます。登録車数は、大型自動車に当たります大型バスが4台、中型自動車に当たりますマイクロバス、小型バス、中型バスが42台の計46台を登録してございます。これらのうち、教員が運転するバスは39台となっております。

これらの部活動関係者管理自動車を運転する教員には65名が登録しております。年間の運行回数に関しましては総計1,133回、平均しますと県内が大体1年間で14回、県外が

11回の計25回ぐらいを使用しているということになります。委員から、遠いところにも行っているという御指摘もありましたように、県外の遠征先としまして、香川、高知、愛媛の四国内をはじめ、和歌山、兵庫、大阪、奈良、大分、長野など、遠いところにも確かに運行している現状がございます。

須見委員

今お聞きいたしましたところ、ほとんどの高校にバスがあり、運行回数も多く、長距離もあるようでございますが、バスの運行で思い起こされるのが、1月15日の軽井沢スキーバスの転落事故でございます。2名の運転手と13名の前途有望な大学生が犠牲となり、遺族の方々の無念はもちろんのこと、凄惨な事故への衝撃と悲しみが日本中を走り、また、長距離バスや格安旅行への不安も抱かせたところでございます。部活動でバスに乗車し、遠征に行く生徒の保護者もその不安を抱くことも少なくないと思います。

そこで、部活動で使用しているバスの安全運行に向け、教育委員会ではどのような指導を行っているのでしょうか。お教えてください。

阿部体育学校安全課長

今、須見委員から学校への指導について御質問いただきました。

県教育委員会では安全対策を十分に講じた上で、保護者の要望があった場合に、教員の大型バス等の運転を公務として位置付けております。部活動関係者管理自動車の公務使用に関する要綱を制定しまして、平成26年、一昨年度の4月1日より施行しております。しかしながら、教員の運行を積極的に進めるものではありませんで、あくまで公的公共交通機関を利用するのが原則でして、それができない所に行く場合にバスを利用しているという状況でございます。実際の指導といたしましては、バスを毎年登録しております4月に、要綱に定めてありますように運行管理責任者というのを置き、部活の関係、バスの運行やバスの管理状況の把握をして、適切な運行が行われるように指導しております。

また、毎年受けなければならない公安委員会の研修を受けた安全運転管理者を選任し、バスの運行計画の確認や指導、運行前点検の実施結果等の確認を行わせております。運転者に関しましては、運行前に必ずバスの点検を行い、不良箇所や異常の有無を確認することとしております。当然、長距離のこともありますので、貸切バスの運転交代者の配置基準をもとに、400キロメートルを超えるときは必ず交代の運転者を設置する、おおむね2時間の運転に対して連続15分の休憩をとるということを実行しておりますので、そのあたりのことをきちんと守るよう学校に指導しております。平成26年7月には運転者を集めて、このあたりの周知徹底を図ったところがございます。

須見委員

要綱を制定するなど、バスの安全運行の確保に向けてしっかりと対応されているとのことで安心いたしました。しかしながら、特に強豪校などは保護者やOBから、顧問、教員に対する強い期待や、競技力向上に向け、遠征や練習試合など要請も多く、安全運行に対

する手間や意識が薄れたり、夜間・早朝運転や長距離運転の頻度が増え、疲労が蓄積した状態での運転なども起こり得ないとは限りません。

そこで、県が定めた要綱の遵守状況や運行実態の調査を行い、必要に応じて一層の安全運行、事故防止に向けた指導を行うことも必要だと思います。そのような監査や調査、また、運転技術向上に向けた実技指導などは実施しているのでしょうか。

阿部体育学校安全課長

運行の実態調査に関しましては、運行実態の調査を実施しまして運行状況をチェックしておりますが、今後、より実態がつかめるような形で調査の方法も工夫していきたいと考えております。また、運転技術向上の実技指導はこれまで行っておりませんが、平成28年度に予定しております運転者の教員の研修におきまして、どのような研修が可能か現在検討しているところでございますので、委員の御指摘も一考させていただきたいと考えております。

何よりも、事故を起こさないためには、無理のない運行計画を立てることが一番であると考えております。このあたり、学校の安全運転管理者に対して指導を行いまして、これまで以上に事故の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

須見委員

部活での事故防止は、生徒の安全確保はもとより、熱意ある教員自身をも守るとの認識のもと、引き続き事故を未然に防ぐ行動が適切にとられるように要望して終わりたいと思います。

長池委員

昨年末から、50人以上の事業所はストレスチェックすることになったということでございます。教育委員会のほうで、これまで教職員の方に対するメンタル面のケアというのも重要だったと思うんですが、そういった、事業所と同じような形でストレスチェックをしていくのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、わかる範囲で結構なんですけど、実際、教職員の方で、自宅療養されている方がおられるのかどうか。私も実態がよくわかっていないんですが、そのあたりを含めて、現状と、今後のストレスチェックも含めての取組をお聞かせ願いたいと思います。

植田福利厚生課長

ストレスチェックに関する御質問と、精神疾患で休職されている方の状況ということでの御質問をいただきました。まず、休職されている職員の数でございますが、最新の平成26年度の数でございますが、病気休職者、全体で68名、そのうち精神疾患で休職されている方の人数が35名、率にして51.5%という状況でございます。

ストレスチェックについてですが、委員の質問にもございましたように、平成26年の労働安全衛生法の改正によりまして、個人のメンタル不調リスクの低減を目的といたしまし

て、50人以上の事業所に対して年1回のストレスチェックの実施が、事業所の設置者に対して義務付けられたということでございます。これによりまして、県教育委員会といたしましても、県立学校等につきまして、来年度、適切な実施が図ることができるよう、実施方法等について検討してまいりますとともに、平成28年度の当初予算においても所要の経費を計上させていただいております。

長池委員

休職の方が35名いらっしゃるということで、これを多いと見るか、そんなものかと見るかは、全体数からだったり、いろいろとあるので、私はここでコメントはしませんが、やはり、私の持つ現場のイメージでいうと、相当、今、教職員の方というのはストレスが多いんでしょうね。（「少ないと感じる」と言う者あり）少ないと感じますか。少ないそうでございますが、それぞれ捉え方だと思いますが、多分、予備軍も入れると何百人にもなるのかなという気がします。話を戻しますが、現場のプレッシャーといったものが、多いのではないかなというのを危惧しております。

いわゆる基本的な教育課程をしっかりと習って子供たちに教育していく、プラス、今現在、学校教育に求められているものが非常に多岐にわたっておると思います。私はこの前、本会議でLGBTについて一般質問させていただきましたが、そういうことにおいても、国から教育現場のほうにお達しが来ると、こういうふうな対応をなさいと。さらには、今年、この委員会で質問もしましたが、がん教育ということで、がんに対する知識を得る。

さらには、18歳の選挙権であったりと、本当に多岐にわたっているなと思います。教科書にきちんと書いていないところを学校現場に求められておるという現状の中で、多分、一つの手法としては、先生方にいろいろな知識を身に付けてもらうのを目的として研修されていると思います。そういった研修だらけではないのかと。ここでは年にどのぐらい研修しているんですかということには聞きませんが、そういうのが一つのプレッシャーだったり、ストレスになっているんじゃないかなという気がします。それで現場が疲弊してしまって、直接、目の前にいる子供たちに影響があってはいけないという思いがあるので、この質問をさせていただきました。

現場というのは本当に大変な思いをされているというのを前提に、県教育委員会でもそれに配慮したような方針で進めていただきたいなという要望でございます。そのプレッシャーの一つに、最近、余り聞かないんですが、モンスターペアレンツの問題があると思います。最近、鳴りを潜めておるのか、それとも実際に把握できておるのかどうか、お伺いしたいと思います。

小林いじめ問題等対策室長

ただいま長池委員から、自己中心的で非常識な要求をする保護者の現状について御質問いただきました。

保護者や地域から学校に寄せられる要望は、社会の変化に伴って、一層多岐にわたっている現状がございます。寄せられる要望の多くは、学校に対する期待のあらわれであると

思っております。学校は地域や保護者からの要望を真摯に受け止めて、誠実に対応しようとしているところでございます。しかしながら、一部には実現不可能な、不当な要求をする事例も起こっていると承知しております。ただ、その時に先生が1人で悩まないように、不当な要求行為には、き然とした態度で対応して、脅迫や強要のある場合には教育委員会や警察に相談するなど、学校や個人だけで抱え込まないよう、県教育委員会としても指導、助言に努めてまいります。

長池委員

実際、どのぐらいいるか。案件として県教育委員会まで上がってきたりしているんですか。

小林いじめ問題等対策室長

現在、不当なもの数について、県教育委員会まで報告する義務は課しておりませんので、詳しい数は上がってきておりません。しかしながら、不当な要求で学校が困っているものについては一部、上がってきています。県としても、市町村教育委員会としても、学校に適切なアドバイスができるよう対応しているところでございます。

長池委員

先生が1人で抱え込まないということで、以前もこのモンスターペアレンツに対するマニュアルというのを見せていただいた記憶があります。これは、職員の方に配るより親に配ったほうが良いなというぐらい、非常にすばらしいマニュアルでございました。何が、モンスターペアレンツになり得るかという根本的な原因を、しっかりと押さえられているマニュアルでして、あれは本当にPTAに配って、全家庭でモンスターペアレンツにならないようにしようぐらいの雰囲気になってほしいと思います。

多分、学校にそういった不当な要望があったときは、そういうふうなマニュアルがあると思うんですが、学校の案件で、親対親みたいなものもやっぱりあるんですね。そういった場合に学校がどう介入すべきか、全くの近所トラブルであれば学校が介入する必要はないんですが、学校で起こった事案に対して、周りの保護者同士でのトラブルが大きくなってという気になる案件もありましたので、そういうものにもしっかりと対応していただきたい。

今、お聞きした中で、県教育委員会までは報告する義務がないということで、その数値は把握していないのですが、県教育委員会に相談しやすい体制をしっかりとつくりたいと、それは言いません。大体、隠したいですからね、自分のところで起こったようなことは。でも、こういうことがあったということで、義務としてじゃなくて、相談するなり、そういう連絡がしっかりと、とり合えるような関係というのが、今後、県教育委員会の体制として必要だと。

これは、モンスターペアレンツだけでなく、いじめの問題でもそうですし、さっき言ったLGBTの問題もそうですが、マニュアルとしては先生個人で抱え込まないという、

共通して全部で対処するというのはあるんですが。県教育委員会のほうも常に現場に気を遣うという立場でいていただけたら、そういう数値というか、現状がしっかりと上がってくるのではないかと思います。先ほどのストレスチェックも含めて、現場が大変だというイメージが私にはありますので、是非とも現場に気遣いしていただけるよう御要望しまして、終わりとします。

庄野委員

小学校の運動会等でしている組体操について、10段とか8段とかが潰れて骨折したりして、全国的に継続するのか、やめるのかというふうな議論がありましたけれども、本県の場合は、どういうふうな議論になっているんですか。

阿部体育学校安全課長

今、庄野委員から組体操についての御質問をいただきました。

大阪の八尾市の中学校で大きな事故になりまして、文部科学省の統計によりますと、年間8,200人ほどのけが人が出ていると聞いております。

徳島県の現状に関してなんですが、1校が種目としてピラミッドを5段実施しております。もう1校、種目ではないんですけれども、クラスのパフォーマンスとして5段しているところがございます。小学校に関しましては7段が1校、6段が2校、5段が8校、4段が16校、3段が35校、2段が1校という実施状況になっておりまして、中学校ではピラミッドはございません。

現在のところ、練習中も含めまして事故が起こったという報告はございません。今月、文部科学省のほうから組体操に関する指針が出ますので、それを参考に、今後、市町村教育委員会と必要な部分は話をしていかなければならないと考えております。

庄野委員

全面的に何段以上はやめるのかとか、そういうような議論がありましたけれども、安全に気を付けて、今まで子供の連帯感みたいな部分もあってやられてきたものと思いますので、十分、学校現場と安全確保の協議をしていただきたいなと思います。

それと、今日、少し本を読んでいましたら、給食の問題について書かれていました。食物アレルギーは全国で6,000万人ぐらいいて、2人に1人が大体何らかのアレルギーをもつようなことになっていると。子供の給食の場合、過去に、2012年に調布市で小学校5年の女の子が、粉チーズが入ったチヂミを食べて死亡するという事故がありました。その後、学校現場でのアレルギーへの対処というのは、かなり進んできていると思うんですが、徳島県の場合はどうなっているのか。

例えば、重篤なアナフィラキシー症状が起こって、呼吸困難等々になったらエピペンを打たなければいけないということもあったし、それから、先生の研修というのも非常に重要だというようなこともありました。徳島県内の学校給食の現場の状況について、少しお聞きしたいと思います。

阿部体育学校安全課長

ただいま庄野委員から、学校給食における食物アレルギーの御質問がございました。

平成27年の5月現在ですが、徳島県内で、食物アレルギーがあるという申請があった生徒は3,124名おります。これは家庭から学校のほうに、こういうものに対してアレルギーであるという届出をしていただいておりますので、それを全ての教職員が共通認識して、何かあったときには対応できるように取り組んでもらっております。

職員の研修等につきましては、徳島県の栄養教諭、学校栄養職員の研修会におきまして、エピペンを活用した校内研修の実施等をするようにしておりますし、徳島県の食育リーダー研修会、そういう中でもアレルギー疾患に対する取組のガイドラインづくりか校内研修をするように指導しております。また、本年度、全国栄養教諭、学校栄養職員研究大会がアスティとくしまで開催されましたけれども、その折にも、学校給食における食物アレルギー対応指針作成委員会の顧問である講師をお迎えいたしまして「学校給食における適切な食物アレルギー対応」と題した御講演をいただいております。また、献立表も全部の生徒に提示しております。食べ物の中に自分のアレルギーに当たるものがないか確認できるような対策をとっております。

庄野委員

文部科学省のほうでも全国調査をしていて、小学生の食物アレルギーの有病率というのが、2004年の時が2.8%だったのが、2013年が4.5%。中学生が2.6%だったのが4.7%。約10年間で、そうした子供さんがかなり増えておられる。このことに対して、かなり細かく神経を使って対応していかないといけないと思っております。

アレルギーを持っておられる子供にも給食を確保するということが大原則だと思います。安全性を最優先しながら給食を供給するということが大事だと思いますけれども、除去食といいますか、アレルギーを除いた給食を、きちんと子供たちに提供できているんでしょうか。

阿部体育学校安全課長

平成27年の3月に、文部科学省より学校給食における食物アレルギー対応指針が出されて、学校給食におきましては、アレルギーの原因となる食物の提供をするかしないかの二者選択になっておりまして、従来の除去食や代替提供を行わないとしております。そういう場合は、お弁当で対応することにしております。

庄野委員

小学校で、除去食をつくってくれるところもありますね。先ほど、3,124名がアレルギーの申請をされていると言われましたけれども、その子供たちのうちで、何名ぐらいが弁当を持ってきているんですか。

阿部体育学校安全課長

平成27年5月現在の数なんですけれども、弁当対応を行っている児童・生徒数は、小中、特別支援学校におきまして290名となっております。代替食等対応を行っている児童・生徒数が362名で、委員が御指摘のとおり、そういう対応をしている学校もございます。

庄野委員

お弁当を持ってこられている方も少ないですけれども、ここで問題になるのが一体感といますか、ほとんどの方が給食を食べているのに、自分はお弁当だということで、孤立化しないような対応が重要だなと感じました。かなり丁寧に給食のほうをやっていただいているとお聞きしていますので、そこらは安心しているんですけれども、やはり、子供たちの中にも、自分だけお弁当というの寂しい部分もあろうかなと思います。そこらは教育の一環として十分配慮していただいて、孤立化しないような形、また、それがいじめにつながるような配慮みたいなものも、給食に必要なのかなと思いましたので質問させていただきました。

もし仮に、アナフィラキシーショックとかが起こった場合に、エピペンをすぐに打つんでしょうけれども、それで済むはずは、ないと思います。かかりつけ医への連携とかは、ほとんどできているんですか。救急車を呼ぶこともしないといけないと思うんですけれども。

阿部体育学校安全課長

最初に申し上げましたように、保護者のほうから、こういうものに対してアレルギーがある等の届出をしてもらって、エピペンの所有も学校は把握できております。何かあればすぐエピペンを打つことになりますので、その後、救急搬送ということも考えております。学校としては当然、安全配慮義務がございますので、どういうケースにおきましても対応できるような対策はとれていると考えております。

庄野委員

あと、学校飼育動物といいまして、私も過去に何度か質問したことがあるんですけれども、例えばニワトリとかチャボとかウサギとか、そうした動物を学校の校内に、飼育舎をつくって、それを子供たちが交代で水をあげたり食料をあげたりしながら、動物が成長していく姿や、生きているという命の教育、動物愛護の思想といますか、そうした情操教育を醸し出すために学校飼育動物がおります。

一時、鳥インフルエンザ等々がはやってから、若干、鳥とかを飼育する学校が少なくなってきたのかなという気がしております。メダカとか、そういう魚類もおると思うんですけれども、屋外で、鳥とか全て含めて現在、県内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校、高校も含めて、大体、どのぐらいの学校で、飼われているのか。それは10年、15年前と比べて、同等であるのか増加しているのか、市町村教育委員会の考え方もあるんでしょうけれども、県教育委員会として、やっぱり今後とも飼育を奨励していく

のか。

ここで大事なのが学校獣医師との関係なんです。今現在も獣医師が各学校を回って、例えばウサギであれば、適正なウサギの飼育の仕方でありまして、対処の仕方などを教えていると思います。学校獣医師制度というのがありますので、獣医師会の先生方と協力しながらやっていると思うんですけども、それが現在どのような形になっているのか、お教えてください。

中上学力向上推進幹

ただいま庄野委員から、動物飼育の現状、学校獣医師と学校との関わりについて御質問いただきました。学校で動物を飼育することによりまして、子供が動物に親しみを持ち、命を大切に作る心、つまり動物愛護の心を育むということは、非常に教育的な意義があります。学習指導要領におきましても、その重要性が示されております。そういった中で、動物飼育の現状ですけれども、平成27年5月現在の小学校と中学校のみの数値でありますけれども、小学校でいえば、ウサギ等の哺乳類を飼育している学校が49校、割合にして26.9%。亀等の、は虫類を飼育しているのが12校、6.6%、メダカや金魚等の魚類が161校、88.5%。これらが小学校では主な飼育ということになります。

また、中学校では魚類を飼育している学校が36校、割合にして42.4%ありますけれども、それ以外の動物は、ほとんど飼育されていないという状況にあります。

先ほど委員も御指摘のように、鳥インフルエンザですとか動物アレルギー等の問題もありまして、動物を飼育している学校が今、減少している状況にあります。以前と比べてという割合は承知しておりませんが、その数は明らかに減ってきているという状況にあります。動物を飼育することは教育的な意義がありますが、現状としては、子供たちが動物と触れ合う機会が減ってきている状況にあります。

そういった中で、少しでも子供たちが動物と触れ合う機会を持てるように、それらを補うということで、例えば学校の飼育動物の適正な飼育ですとか、動物の健康管理、さらには動物愛護の推進を図って、子供たちと動物のより良い関係づくりのために、県の安全衛生課、県動物愛護管理センター、そして県獣医師会等と連携しまして、学校飼育動物ネットワーク事業に取り組んでいるところです。

この事業は、県のほうで指定校を選定しまして、年2回、学校を訪問します。各校で飼育している動物の適正な飼育方法、健康管理に関する飼育相談、実際にそこで飼っている動物の診断、治療等を行っていただいております。さらには、学校では限られた動物しか飼育ができておりませんので、犬とか猫とかウサギなどの動物を学校に持参しまして、ふれあい活動を実施して、命の大切さを子供たちが実感する、そういった活動を行っております。この事業は平成16年度にスタートしまして、平成27年度は指定校が11校、幼稚園が5校ということで、累計では県内79校、36園に取り組んでいただいております。

それ以外に教員研修でも「知っておきたい飼育栽培の基礎知識」ということで、城西高校を会場にしまして、幼小、そして特別支援学校の先生方に集まっていただいて、城西高校の先生が栽培について、さらには獣医師や動物愛護管理センターの職員が動物を飼育す

るための基礎的な知識や教育的効果等について、講義したりアドバイスしたりといったことで研修を受けていただいております。

今後も県獣医師会、動物愛護管理センター等とも連携しまして、子供たち1人1人が、かけがえのない命の大切さを実感して、命を大切にすることを養うことができるように、動物愛護教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

庄野委員

動物愛護管理センターも、ふれあい出前授業で、犬とか猫とかを持って回っていると。そういう動物は、人間の意思によって生かされたり殺されたりしているという状況があります。神山町の動物愛護管理センターのほうでも、県の方針として殺処分をゼロにしようという取組もしております。そうした動物愛護の思想というのは、やっぱり小学校の低学年の頃から、聴診器で心音を聞かせたり、動物を遺棄しない、そういうふうなことを教えていくということが必要だろうと思います。限られた人数ですので、なかなか多くの学校を回ることはできないと思いますけれども、できたら全ての学校を回れるようなプログラムを組んで、是非、そうした教育をやっていただきたいと思います。

というのも最近の世相といいますか、いろいろな事件、児童の虐待みたいなものもあって、子供がけんかして安易に友達とか下級生をナイフで刺し殺してしまうとか、ゲームで殺してリセットすれば生き返ってくるようなバーチャルなイメージを持つ子もいるかもしれません。やっぱり、心音を聞けば動物は生きているんだという実感もありますし、一度命を落とせば二度と生き返らないということも、これは当たり前のことなんですけれども、動物に日常的に触れることによって、そうした考え方も醸成されると言われています。動物を飼育している学校が少なくなっているというのは少し気にはなりますけれども、そうした意義もありますので、市町村教育委員会の皆さん方とか、学校の校長先生とかが集まる機会に周知してほしいと思います。飼育することは面倒なことかもしれませんが、飼育したほうが教育的な見地からいいと私は感じておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。これからも力を合わせてやっていっていただきたい。やはり子供が命の問題と向き合うというのは、非常に重要なこととございます。いじめなども結構、増えているように報道されていますけれども、そうした優しい気持ち、動物と人間も、同じ一つの命なんだということを教える教材として、是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、奨学金の返済で、大学を出てすぐに就職できればいいんですけれども、なかなか就職もできない。しかし、多くの奨学金を借りていることによって、毎月返さなければいけないということで、苦勞している方もおいでとお聞きしております。

鹿児島県の例が出ていましたけれども、大学進学率の向上という形で、無利子の奨学金を県が用意していると。あと、県内に就職すれば返済の免除がある程度、効くと。これは鹿児島県が一般枠、地方創生枠、明治維新150周年記念特別枠ということで、900人を対象にしているということなんですけれども、子供にとっては非常に励みになると思ひます。これは、試験がありますから優秀じゃないと、なかなかもらえないというのもあるんです

けれども、そうした奨学金制度というのは今、県内にはあるのですか。

森本学校政策課長

ただいま庄野委員から、大学を出てすぐに職に就けなかった子供が奨学金を借りていた場合、なかなか返還が難しいが、他県のような返還を免除する制度があるのかとの御質問であったと思います。

本県におきましても、教育委員会が所管しているわけではございませんが、徳島県奨学金返還支援制度というのが平成27年度から設けられておりまして、現在、募集をかけている状況でございます。この制度の概要でございますが、奨学金を借りた大学生等が、卒業後、県内の事業所において一定以上の就業をした場合に、日本学生支援機構の奨学金の返還を支援するものでございまして、人口減少の克服とか地域創生に取り組む、総務省が策定した奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱に沿った、国の財政支援が受けられる制度として創設されているものでございます。

これによりまして、委員も卒のことをおっしゃっておられましたけれども、徳島県も来年度、大学に進学する県内の高校生を対象とする県内卒100名と、卒業を翌年度に控えた全国の大学生を募集する全国卒100名がございまして、合計200名の者を支援する制度となっております。無利子の奨学金を借りた学生の助成金については、上限を100万円、それと有利子を借りた学生については、助成金70万円ということを上限にして、現在、実施に向けて募集をかけているところでございます。

庄野委員

鹿児島県の場合とは若干、違うようです。鹿児島県の場合は、2016年度の入学時に一律80万円を無利子で貸付け、返済免除の規定を設けると。入学時に一括給付して返済を免除する仕組みは都道府県では初めてというふうなことがありました。これとよく似ているんですかね、徳島県の場合は。何か、違いますよね。徳島県が新しく制度をつくったというのもちょっと聞いて、知っているんですけども、大学に進学したくても、なかなか家庭の事情で進学できないという方々に、無利子の奨学金の枠を増やしてあげたり、4年間の学校を終えて戻ってきて3年間、地元で就職すれば返済免除といった非常に有利な形の特色ある奨学金をつくってあげることによって、進学したくてもできない方々に枠が広がるということで、非常にいいのかなと。

私も高校、大学と奨学金をもらいましたけれども、非常に助かりました。確か大学の奨学金は全額のうち半額を返したと思います。そうした形の奨学金制度というのは、今は余りないんですね。みんな有利子で、卒業したら一気に300万円も借金を背負っていて、毎月5万円ずつ返済していくという、非常に過酷な奨学金制度になっています。優秀けれども、なかなか進学ができない方々への奨学金、無利子の奨学金と、県内に、ある程度就職したら免除という形の奨学金はできないんですか。

森本学校政策課長

庄野委員から、県内に就職すれば免除されるような奨学金制度ができないかということでございます。徳島県には徳島育英奨学金制度というものがございまして、大学生を中心に、やっておりました。それと、国のほうでは全ての学生を対象に日本育英会がやっていたのですが、国の機構改革によりまして、平成14年度から、高校生については県のほうで、大学生については日本学生支援機構というところが受け持つという形で、すみ分けをするように現在はなっております。

日本学生支援機構が大学生を中心とした奨学金ということになるわけなんですけど、これについては有利子と無利子があり、返済については、かなりの猶予期間をもって返せるような、安心して学業に取り組めるようなものであると認識しております。

ただ、県内でそういう制度ができないかということについては、今すぐにお答えできるような状況にはございませんので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

庄野委員

大学進学は国うんぬんと今言われましたけども、鹿児島県は全国的に低水準の大学進学率向上のために、経済的な理由で進学困難な生徒らを支援する奨学金制度を創設したと。2016年度の入学時に一律80万円を無利子で貸し付け、返済免除の規定も設ける。入学時に一括給付して返済を免除する仕組みは都道府県で初めて、入学後に毎月貸与される奨学金では、政府も返済を支援する制度を創設しているが、鹿児島県は入学金などの負担に対応する制度とした。奨学金は一般枠、地方創生枠、明治維新150周年記念特別枠の900人が対象で、このうち地方創生枠300人は成績優秀で、卒業後に県内で3年間継続して勤務すれば返済を免除。明治維新150周年記念特別枠の経済的理由から、大学への進学が困難で、特に成績が優れている100人は無条件で返済を免除。残り一般枠500人は無利子貸与で、経済的理由で進学できない生徒を対応すると。県でも、こういうふう考えているところもあるんです。

現時点で答えることは困難と言いますが、県独自の政策として、大学に行った優秀な子供たちをいかに県内に戻してくるかということも少し考えてほしい。大学の奨学金は国のことだからということじゃなく、徳島県の教育委員会としても、予算的なものもありますから知事部局と十分検討して、こんな事例も参考にしながら、私は是非、やっていただきたいという気持ちでいっぱいです。もし、こんなことがあれば学生さんも励みになりますよ。

森本学校政策課長

私が申し上げたのは、一般論の国と県とのすみ分けでございますけれども、鹿児島県におきましては県独自で、地方に帰ってくる生徒とか県の生徒のために、奨学金制度が創設されたと思います。また、委員がおっしゃるとおり、子供たちが4年間、また6年間、経済的なことを考えずに安心して学業に取り組めるということは、非常に重要なことでありますし、将来を担っていく子供たちの学力保障をしていくことは、県にとっても非常に大事なことだと思っております。

委員のおっしゃられた話も含めて、また今後、調査研究しながら考えていきたいと思しますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

庄野委員

徳島県も人口が減少してきていますけど、一旦、大学進学で出て行った人が帰ってきていないんですよ。やはり優秀な子供たちに帰ってきてもらわないと。そのための施策には、県費は惜しまずに使っていていいと思います。御高齢の方々に、地方創生で空き家対策とか、いろいろとやっています。帰ってきてもらう、これは重要ですけども、やっぱり、県内で学んで、優秀な子供たちがきちんと帰ってくる。こういう制度があったら、学業を続けて、徳島県に帰って就職してみようかなと思う人もいると思います。これは大きな力になると思いますので、よろしく願いします。

松重教育委員長

今の委員の御意見、力強く受け止めたいと思います。今、担当課長から申し上げたのは、いわゆる国の施策の話です。地方創生枠の中で、県に戻ってくる学生に対しての償還免除等があります。ただ、これは国の施策で、今紹介があったような鹿児島県の事例のような県独自のものは、徳島県は行っておりません。この前の本会議の中でも、こういう制度があると知事の答弁があったと思います。ただ、現実に徳島県の場合は、分野が少し限られていたんです。農業であるとか、いろいろなところがあるわけですから、LEDも、もちろん大事なんですけれども、それをもう少し広げる検討をするという知事の答弁であったかと思えます。今委員が言われたように県独自のもの、それからやはり県内に残りたい、そういった奨学金制度というのは、高校生も大学生も同じだと思うんですけども、学生にとっては非常に心強いものだと思います。

もう一つ、実は文部科学省でCOC+というものがあります。これは徳島大学が実用校として県内の就職率を上げることに對しての支援策が出ています。ただ、今委員が言われるように奨学金まで踏み込めていません。つまり、地域の企業をよく知って、できるだけ残りましょうという動きです。そういうふうな推奨策であって、少し具体策に欠けるところもあります。

予算になりますので簡単には言えませんが、是非、御支援いただいて、若い人が徳島を良くして、地域活性化ないしは再生につながる形で我々も頑張りたいと思います。よろしく願いします。

木下委員長

それでは、午餐のために休憩します。（12時10分）

木下委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時13分）
質疑をどうぞ。

木南委員

公立高校の入試の願書が、昨日、締め切られたという情報を新聞で見たわけですが、リーディングハイスクール制度というのができましたよね。リーディングハイスクールの現状、どんなところでどんなふうに指定されているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

酒巻教育戦略課長

今、木南委員から入試制度に関する御質問をいただいております。その前提としまして、現在、県立高校のリーディングハイスクールの指定状況ということで御質問いただきました。

現在、三つをリーディングハイスクールという形で指定させていただいております。まず、平成26年度から、城ノ内高校をグローバル人材の育成を目指すとともに、進学面等において本県の中等教育をリードする学校づくりということで指定させていただいております。また、スポーツという観点から、本県の高校におけるスポーツ教育の拠点校であるスポーツ科学科を持つ鳴門渦潮高校を、平成24年度から指定させていただいております。

もう一つ、名西高校が芸術の面からの高校教育の拠点ということで、平成27年の7月に指定させていただいて、現在、三つの分野でリーディングハイスクールとして、それぞれ教育活動を行わせていただいております。

木南委員

私もリーディングハイスクール制度というのは、非常に評価しているわけですが、特色選抜と一般選抜の割合、いわゆるリーディングハイスクールというのは特色選抜をしていくというのが基本だろうと思うんですが、そこらあたり、どうですか。

酒巻教育戦略課長

今、リーディングハイスクール等、選抜方法についての御質問をいただいております。制度的なことを説明させていただきますと、現在の入学者選抜制度というのは、確かな学力を重視するというのと、生徒の個性を生かすというようなことから、先ほども御答弁させていただきました鳴門渦潮高校のスポーツ科学科、また名西高校の芸術科につきましては、生徒の個性を生かす入学者選抜という観点から、特色選抜に非常になじむ制度でございますので、委員から御指摘のとおり、募集定員の100%を特色選抜でとらせていただいております。

もう一つの城ノ内高校につきましては、既に平成16年度から中高一貫教育を行っておりますので、現在、高校としての募集定員は240名なんですけれども、県立城ノ内中学校からの、いわゆる内進生と呼ばせてもらっているんですけれども、120名が中高一貫教育というような形で行きます。いわゆる外進生と呼んでいる、城ノ内中学校以外から来る中学生については120名ということで、その他の普通科高校と同じような形で入学者選抜制度

をさせていただきます。

木南委員

そういうシステムというのは、実は前もってお聞きしておったんですが、名西高校が平成27年度の途中でそんなシステムになったのかと、私が聞いたのが遅かったのかなと思うんですが。特色選抜が十分なのかという心配をしておったんですが、そこらあたり、特色選抜でそういうふうな生徒を確保できたと理解してよろしいですか。

酒巻教育戦略課長

芸術分野のリーディングハイスクール、名西高校の定員と現在の合格、あるいは本日新聞にも出ておりました出願状況についての御質問かと思えます。

まず、芸術科でございますけれども、音美書と呼んでおります、音楽と美術と書道がございまして、それぞれ、音楽が定員15名、美術が定員20名、書道が10名という形で、特色選抜で行わさせていただきました。本年度、リーディングハイスクールに指定させていただいていることも含めて、音楽につきましては、昨年度10名だったんですけれども、5名プラスで15名にさせていただきました。指定が7月ということもございましたので、私どもの広報、あるいは学校のほうも随分頑張っていたんですけれども、現在、特色選抜では15名に満たず、11名の合格を出しました。4名の方を一般選抜で募集させていただいております、現在、1名応募が来ているというような状況でございます。

今年度期中、リーディングハイスクールという形で、教育委員会として打ち出させていただいた関係上、そういった形になっていきますけれども、いわゆる定員、あるいは入試の所管課としましても、広報、位置付けを、今後もしっかりと打ち出させていただいて、来年度以降につなげていきたいと考えているところであります。

また、入試制度から申しますと、本年度から本人のみの転住という形で県外からも、やる気がある高校生を迎え入れようという制度をさせていただきます。名西高校については、もちろんその対象校とさせていただきます。

木南委員

何でこんなことを聞いたかという、リーディングハイスクールというのは、一つの趣旨が、今説明があったようなものがあるんですが、それがために、本来は特色選抜でとるといっても、どちらかという競争率が非常に高いという子供たちが応募してくれないとリーディングハイスクールの趣旨を全うできないと思うんです。

この名西高校については平成27年ですから、十分、子供たちや中学校に理解されていなかったのではないかと思います。特色選抜の趣旨等を中学校だとか、子供たちに十分周知ができて、できるだけ多くの才能のある人たちに応募してもらうような努力をしてほしいと思うんですが、いかがですか。

加藤教育文化政策課長

文化芸術のリーディングハイスクール、名西高校についてでございます。

委員からお話ございましたように、今年度7月にリーディングハイスクールに指定したということでございます。平成28年度入学者の出願状況は、芸術科につきましては、定員45名に59名、これは特色選抜の出願状況でございます。ただ、先ほど酒巻課長から申し上げましたように、個々のコースを見てみますと、音楽のほうは、来年度、従来の10名から15名に定員を拡大したところ、特色選抜のほうでは合格者が11名しか出なかったというところがございます。年度途中のリーディングハイスクールの指定ということで、中学校の皆さんには十分周知ができなかったという点が一つあるかと思えます。特色選抜におきましては当然、学力テストに加えて面接、それから音楽のリズムがとれるかの調音テストとか、楽譜が読めるかの読解能力、それから楽器の実技テスト、こういったもののテストを行いまして選考を行っておりますので、一定の能力を持った生徒が入ってきていると考えております。

名西高校におきましては、こうした生徒をしっかりと伸ばしていくということと、繰り返しになりますけども、リーディングハイスクールになりますので、これを各中学校にしっかりと周知してまいりたいと考えております。

木南委員

事情は理解します。リーディングハイスクールに対する期待度というのは、私も含め、県民の方も非常に大きいわけですね。リーディングハイスクールにかける思い、ありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

佐野教育長

木南委員から、リーディングハイスクールについてのお話でございますが、やはり、公教育ではあるんですけども、やはりそこには一定の競争環境がなくてはいけない。切磋琢磨するということもなくてはならないし、それぞれのモデルケースで、そこで培ったノウハウを全ての学校に伝えることができるというふうなことを考えまして、体育と学力と芸術というトライアングルで考えてみる。学校は、勉強だけではないし、スポーツだけでもないし、芸術だけでもないということですけども、それぞれのところで持ち出した能力を最大限に発揮する学校も、私学の少ない徳島県では必要ではないかと思っております。そこから、この徳島県の高校をリードする学校、人材の育成、そういった者を輩し、それを還流させることによって、徳島県のそれぞれの分野のレベルを引き上げていきたいと思っております。

今後も広報、育成に努めまして、徳島のリーディングハイスクールを中心に、徳島の高校教育そのもののレベルアップを図れるように精進してまいりたいと考えております。

木南委員

目的が十分に達成できますよう期待しております。

もう1件、主権者教育というのが最近取り上げられてきたわけですが、今に始まったこ

とでなく、常に子供たちは主権者たる国民、主権在民ということを知ってきたわけで、学校教育の中でも主権者教育というのは非常に大事だったと思うんです。今年の参議院選挙から選挙権が18歳になった。この18歳には高校生が含まれるということで、学校教育の中で主権者教育ということが叫ばれてきたわけでありましたが、これは非常に大事なことだと思っております。

一方、私自身は、主権者教育をする教員の主権者教育というのが非常に大事ではないかと思っています。というのは、我々、こんな仕事をしていますから、いろんな政治のこと、あるいは選挙のこと等々でいろいろな住民と会うわけですが、教師の方々は、割合それにアレルギー反応がある。どちらかという拒絶反応があるわけです。公務員法があるのは私も十分に承知していて、一般の企業の人たち、一般の公務員以外の人たちよりも公務員法で縛られているところがあるんですが、教師にこの公務員法以外に縛りがあるんですか。

森本学校政策課長

教師に公務員法以外に縛りがあるかということでの御質問でございます。

教育基本法の第14条第1項のところに、政治的教養の教育について書かれているわけですが「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」ということが、まずございます。それと第2項のほうで「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と言われておまして、教員の政治的中立性の確保ということが法律等で定められているところでもあります。

また、公職選挙法においても、指導する立場を利用して、政治活動とか政治運動をしてはならないということが規定されているところでございます。様々な規定で、教員は縛りがありますが、そういうことも意識しながら、これまでも主権者教育については十分力を入れてやってまいりました。

木南委員

学校現場、教育現場で政治的中立を守るというのは、もっともな話であります。この教育基本法の中で、教師が主権者教育をするということに、矛盾はないんですか。

森本学校政策課長

政治的教養の教育というのは、教員は当然、生徒に対してすべき必要がございますけれども、やはり、委員がおっしゃるとおり、政治的中立性を確保することは非常に重要なことでございます。

私が思うに、やはり教員というのは個人の主義主張を述べることは避けて、中立・公正な立場で指導することが重要と思っております。それと、具体的な政治的事象を扱う場合には、種々の見解があることや異なる見解を示した複数の資料を使用して議論を深めていく。つまり、特定の偏った資料を見せるのではなく、様々な資料を提供することによってバランスをとっていくことが必要であると思っております。

木南委員

後段に言っていたのはテクニックの問題なのですが、いわゆる一般市民でなしに、公務員である、あるいは教育基本法で縛られた教師が、子供たちに主権者教育をするというのは非常に難しいところがあると私は理解しておるんですよ。それだけに、教師がそのことを十分に理解してもらわないと、子供たちに主権者教育なんていうのはあり得ないと思っております。その点、どんなプログラムがあるのか教えてほしいと思います。

森本学校政策課長

昨年の6月17日に公職選挙法が改正されて、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを契機といたしまして、主権者教育の充実については、より一層取り組んできたところでございます。

教員の研修についても、昨年12月7日及び平成28年2月8日に主権者教育に関する教員研修を実施いたしました。対象としたのは、全ての小中高、特別支援学校の管理職、管理者としての立場で、どのように臨むかということ。それともう一つは、主権者教育担当者を集めまして、指導方法について、児童生徒の主権者意識の育成や公職選挙法に対する理解促進、また、政治的中立性の確保や文部科学省から出されました副教材の活用について、十分指導してきたところでございます。

木南委員

何でこんな質問をするかといいますと、今は全員退職していますが、私も友人に小中高の教師がいます。いろいろな話をする中で、えらいピンぼけな話をするな、あなたは社会科の先生かって言ったことがあるんですよ。そんな客観的情勢、私の友達だけかもしれないよ、ほかの人はみんな理解しているのかもしれない。

今説明があったように、管理職あるいは担当者、この人たちが先生方にどんなふうに伝えるか。全ての先生方が子供に接するわけですから、この人たちの理解が深まらないと、今、いろいろな条件がある中での主権者教育って難しいんじゃないかと思うんです。全ての先生に主権者教育をする教育というのは、どんなふうにされようとしているのか。

森本学校政策課長

ただいま木南委員から、生徒と接するのは全ての教員であるので、主権者教育は全ての教員に必要ではないかということでの御質問でございました。委員のおっしゃるとおりだと思っております。教育委員会としては、全ての教員を対象にということでは実施しておりませんが、今言ったように、校長先生ないし主権者教育の担当者に、様々な指導をすることによって、また、学校において校内研修を実施することにより、先生方には浸透させていきたいと思っております。

この主権者教育については、学校の授業だけでなく、様々な教育活動の機会において、子供と教員が話をする機会等々があると思っておりますので、そういったことについては周知徹

底ができるようにしていきたいと考えております。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

木南委員

この問題は、国家公務員法、教育基本法だけでなく、その奥には公職選挙法という、わかりにくい法律があるんですよ。理解なしに主権者教育と思ってやったことが、公職選挙法に抵触するということがあれば、これは大きな問題であるし、このことを十分に先生方に理解してほしいと思うんです。

主権者教育というのは昨日や今日、始まった話でなく、常に主権者たる教育は、しておいてほしいと思います。私は、学校の先生はいい子供を育てようとしてくれているのはわかっているんです。しかし、学校教育あるいは子供たちの教育というのは、いい子供を育ててほしいんですが、いい大人にしてほしいということが一つ。それが主権者教育だと私は思っているんです。主権者教育というのは、そういうふうな非常に難しい背景があるので、十分に先生方に周知して、学習して、主権者教育の教育をしてほしいとお願いしたいんですが、どうですか。

佐野教育長

木南委員から、教員に対する主権者教育についてのお尋ねですけれども、御承知のように公職選挙法が改正されて、18歳以上に選挙権年齢が引き下げられるまでは、学校は、理念は教える、制度は教えるけど、実学としての主権者教育というのは、やはりなかなか取り組めない実態があったと考えております。これも大きな問題であったと思うんですけれども、いわゆる選挙権がない子供たちを投票行動に結び付けるという、実学的には、社会的には非常に難しい。社会学の場合、経験がないと定着しないというところがありますので、自然科学と違うところだと思うんですけれども、やはりそのところで、ちゅうちょするところがあったり、教員自身がそういう覚悟で臨んでいなかった。憲法第2条の法の下での平等でありますとか、1票の価値、公職選挙法による投票行動についても、なかなか実際に教えられなかった制度的なものであるというふうに考えています。

委員の御指摘のように、今後、我々教員、後に続く教員も含めて、選挙の価値、1票の価値、そして投票行動の大切さというのを実感する中で、子供たちに主権者として権利を行使する大切さというのを、一緒に学んでいき教えていきたいと思っております。

まずは、教員からの意識改革というのは委員御指摘のとおりですので、私どもも、新しく選挙権を得る若者も含めて、1票が我々の県や国、国家を形づくっているということをもう一回原点に立ち返って、研修や教育に取り組んでまいりたいと考えております。

樫本委員

午前中の庄野委員の質問に関連して、奨学金の充実・拡充について質問したいと思っております。質問でなく意見かもわかりません。

徳島県は、三木県政時代から若者の流出を止めて、そして県内に定着させると。いわゆ

る若者の人材提供県から定着県にするという趣旨の政策がずっと続いておりますが、なかなかこれが定着しない。どんどん都市部に向けて若い人の流出が進んでおるとというのが実態でございます。

そこで、これは「vs東京」、地方創生、そういったことに関連してきますが、18歳に達した若者が県外の大学に進学した場合、いわゆる学費の安い文科系でも4年間に1,300万円から1,500万円ぐらいの負担が家庭では要と思います。従来から、徳島県の歳出の中で一番ウエートが高いのは教育費です。家庭でも、一番ウエートが高いのが教育費です。徳島県民が払った多くの税で教育をし、家庭の収入の最もウエートの高い部分を教育費に使っているのが実態なんです。これを、いわゆる都市部に人材として提供しているわけです。そこに徳島の疲弊があるわけですし、これを改善するためには、できるだけ地元の大学に通っていただく、これは域内経済の収支改善です。そして好循環に向けると。これが非常に大切であると思います。

幸いにも、徳島には徳島大学、鳴門教育大学、四国大学、文理大学とあります。他県からも多くの学生が来ております。この経済というのは非常に強いわけです。この強みを更に生かすためには、県外へ出ていっている大学生に、地元の大学に通ってもらう仕組みをつくっていかなくてはならないと思います。

これから大学というのは、経営が非常に苦しくなります。いわゆる18歳人口の激減によって、半分以上の大学は消滅するだろうと言われております。そんな中、徳島の四大学は非常に、時代時代の社会の要請に応じた人材をつくり出しております。しかし、県内に定着するのがまだ少ない。県外からも若い人を入れてくるということ、徳島の大学に入っただけで、徳島で生活をしていただいて、徳島の雇用なり、労働力なり、徳島の経済に貢献していただく。税の収入源にもつなげていくために、そういう好循環をつくり出していくために必要なことは、午前中、庄野委員がおっしゃった、奨学金の拡充です。

これは、非常に大きな効果があります。域内経済の収支改善、県外に出ていっていた生活費が要らなくなるんです。別所帯でないんですから、ここで節約ができる。ということは、可処分所得が家庭でも増える。ということは消費が進む。経済の好循環は教育の現場にも非常にたくさんあると思います。こういう現実をつくっていかないと、徳島は発達しません。

今、徳島の有効求人倍率は1.28倍です。産業界は若い人の人材、雇用を求めています。しかし、中小企業は雇用することができない。これをしっかりと実現していく、取り入れていく。徳島県に若い人を定着させるためには、そこに大きな施策の一つとして、庄野委員がおっしゃった奨学金の拡充、そして多様なプログラムをつくっていただいて、県外の人にも来ていただく、県内の若者にも定着していただく。これは非常に大きなプラス効果があると思います。

これを実現することは、本県を救うことになる。徳島の大学が新しい時代に、未来に人材供給をする科目として、非常に充実しています。全ての大学が生き残りをかけて真剣に取り組んでいる。この大学の、いわゆる教育産業で、経済の好循環を更に押し進めるといえることが大事だと思います。奨学金の多様な使い方ができて、多様な人がこれを活用して、

徳島で安心して学習ができる。そういう場をつくっていただくと、子育てをしている世代の家族は徳島に移転してきます。

ここまで視野に入れた、いわゆるCCRC。昨日、私は保健福祉部関係で質問しましたが、リタイヤした60歳の人をターゲットに、徳島に帰ってきていただく、またはIターンしていただくということも結構です。それに加えて、若い人をしっかりと徳島にとどめる、来ていただく。これは非常に有効な手段です。徳島の人口減に歯止めをかけるという意味で非常に大切だと思います。どうかひとつ、これは教育長か教育委員長の御答弁をいただいて終わります。是非、頑張ってくださいたい、決意を聞きたい。

佐野教育長

教育大綱ができました。この中で書いてあるのは、「とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成」ということで、県を挙げ取り組んでいくというのが、皆さんも御承知のところだと思っています。

今、樫本委員からいただいた宿題は、教育委員会だけでお答えできるものでは到底ありません。財源も絡みますし、いろいろなところの問題をクリアしなければならないと思いますけれども、目指すところは、我々も、委員の皆さんも、県民の方々も同じだと認識しております。そういった御提案をいただきましたので、どんなふうな仕組みができるか、それが経済の好循環につながり、徳島の活性化にどうつながるかという方策を、いろんなところから知恵をお借りして、これから積み上げてまいりたいと思っています。

そのことが、次代を担う子供たち、若者たちの夢あふれる人材育成につながると考えております。

松重教育委員長

今言われたこと、非常に重要だと思います。長い歴史の中で、地元の学生を育て、それから地元に残すというのは重要だと思います。県外への流出というのは、いわゆる18歳の大学進学するときに出る、ないしは大学を終えてから出る。これが非常に大きな流出の原因です。その中でも、やはり18歳のときに県外に行く、これが大きいと思います。そうすると、今、四つの大学、短大もありますけど、やはり各大学が努力し、魅力ある学部の内容、実績を上げてこないといけないということがまずあると思います。これは、政策というよりも、やはり選ぶのは学生ですので、その努力が必要だと。

ただ、もう一つ現実として、徳島県の場合は公立の大学がないですよね。例えば高知県の場合、高知工科大学というのが民間でありました。一時、人気が高くて、その後、下がりました。これを公立大学にしたところ、非常に人気が上がったと。それは、やはり公立大学で、いろんな施設とか県の補助も含めてやると。それから県民の志向。それから高知大学にしろ、地域創生科という学部までつくって、大学の地域における位置付けというのを明確に指定されています。そういった面でやはり、今からの大学はどうあるべきか、地域貢献というのは非常に大きな要素だと思います。

もう一つは、やはりいろいろなものを魅力あるものとして、今ちょうど話題になってい

るかもしれませんが、消費者教育、これは人材育成の要素が非常にあります。何で徳島に消費者庁というのがあると思います、実際、先進的な教育をやっています。高校でもやっていますし、エシカル教育というの実は徳島は非常に進んでいるんです。ただ、やはりまだ全国には知られていない。消費者庁の話は、いろいろとまだ要素があると思うんですけど、一番大きいのは人材育成、それから消費者に対するこれからの社会の在り方。今までの消費者教育というのは対策という形で、問題があったときにどうするかということなんですけど、むしろその先を見込んで、消費も含めて、社会の在り方、その中で消費をどう考えるか、そこまでを含めた先進的な教育、研究もあるべきではないか。そういったものを提案すれば、何で徳島かという、一つの大きな理由にもなると思います。

それから、消費者のほうは介護の問題もある。それはやはり、徳島県だけではなくて、いろんなところで言われていると思います。それを徳島がやるんだということがあれば、それは今までにない消費者教育で、行政でできていない話ですから、県としてやるのであれば教育の中に入れる。

もう一つは、今、消費者のほうは相談員というか、アドバイザーの国家試験化というのをやろうとしています。今年度から三つの制度を統一した。徳島に来ればそういったものも取れるし、教育もされるということであれば、県外からの人口流入もある。それはある程度、滞在があり、今でも相模原市に消費生活センターがあるんですけど、年間5,000人以上の人が、1週間泊まり込んでやるわけです。それがこちらに来れば流通にもなる。

それからもう一つ、こういうような消費者教育というのは日本がある程度進んで、もう一つ先に言いますと、これをグローバル展開する。アジアの諸国が、徳島に来れば日本の消費者教育の先端が学べるという内容のものができればいい。徳島の中にいろんな大学がありますけど、それを県として国としてサポートする体制があれば、一つの大きな理由になると思います。そういった面で、これも我々で、できる話ではないんですけど、是非、委員の皆様方も、知事も含めて、そういうふうな新しい動きを更に推進させていただければと。それに伴って奨学金制度をうまく組み込んでいただくということであれば、本当に徳島の子供たちも、やはりここに残ることが、外に行くよりも重要だという観点になるかと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

樫本委員

ありがとうございました。頑張ってください。

元木副委員長

既に、まとめのような御意見が出たわけでございますけれども、私も何点が質問させていただけたらと思います。

先ほどの奨学金に関連してなんですけれども、この奨学金の事業を最大限に生かしていくために、未収金の削減というのが本当に大事な取組になるんじゃないかなということで、今回新たに、サービサーに督促業務の一部を委託するという事で取り組まれていると伺っております。まず、この未収金削減強化事業の狙いと、具体的にどのように取り組ん

でいくのか、どのような効果を見込んでおられるのかという点についてお伺いできたらと思います。

森本学校政策課長

ただいま元木副委員長から、未収金削減強化事業について、どのような取組をしていくのかということで御質問いただいたところでございます。徳島県の奨学金の目的については、経済的な理由によって修学が困難な高校生等を対象にして奨学金を貸与することによって、修学の機会を確保し、人材の育成を図るところでございます。

しかしながら、現状につきましては、近年、未収金の額がかなり増加してきております。そうしたところで、この未収金の削減に向けて、県教育委員会としてもいろいろと対策をとってきたところでございますけれども、未収金額や滞納者の抑制に一定の効果はあったものの、依然として増加の傾向が変わらない状況でございます。このために、弁護士、銀行、保護者、学校関係者など7名で組織する、未収金削減検討会議というものを昨年、設置しまして、昨年8月から3回にわたって検討いただいて、サービサー、いわゆる債権回収会社を活用したほうが良いという御意見をまとめていただいたところでございます。

導入の目的についてでございますけれども、奨学金の返還金については、次代の生徒の貸付金の原資となるものであり、将来にわたり、徳島県奨学金の持続可能な元として、また、全ての生徒に修学の機会を確保するため、返還者等への十分な周知を行うとともに、長期療養や生活困窮者など、返還することが極めて困難な者への配慮のもとで、再三の指導にもかかわらず返還をしない長期滞納者について、サービサーを効果的・効率的に活用し、未収金の削減を図ってまいりたいと考えております。

元木副委員長

未収金の額が増え続けているというようなことでございます。この傾向が続きますと、逃げ得といいますか、払わないでもいいのかなと思われる保護者の方々も増えてきて、ひいては、それが徳島の教育力の低下ということにもつながってくる危険性もあるのではないかと危惧いたしておるところでございます。是非、今回の新たな仕組みを生かしていただいて、負担能力のある方には、しっかりとお支払いいただきますように、より実効性の高い取組を期待するわけでございます。

それと、先ほどもお話がございましたとおり、教育と経済というような切り口で申し上げますと、私の地元の県西部ですとか県南部でも、子供の数が減り、また、学校の教員数がそれに加えて減ると。伴って、経済活動も停滞して、地域の活力も損なわれるという悪循環があるわけでございます。こういう中で、私の思いとしては、今、学校の統廃合も進められているわけでございますけれども、こういった状況にあっても、その土地で生まれた方が、学校教育を地元の学校で高等学校までは最低、受けて、その高等学校から地元の徳島大学ですとか国立高校に進んでいけるという道をつくっていただきたい。無論、東京大学、京都大学といった難関校への進学率も下がっておりますので、そういった学校にも、どんどん優秀な人材を輩出していただいて、グローバル教育を進めていく中で、世界

で活躍する人材，そしてまた地域に最終的には貢献するような人材を育て，教育大綱に基づいて進めていただきたいと思いますという次第でございます。

そういう中で，学力についてでございます。この度，学力向上「徹底」プロジェクトということで，1,160万円の予算で，小学校高学年から中学校3年生までの6年間を一つのチームと捉えて，PDC Aサイクルに基づいた取組を熱心に取り組まれている。市と一緒に進められていくとお伺いしているわけでございますけれども，この学力向上というのは，具体的にどういった学力のアップを狙われているのかといった点について，また，今後の見通しについて等，お伺いできたらと思います。

中上学力向上推進幹

ただいま元木副委員長から，来年度予算に計上しております，学力向上「徹底」プロジェクトに関連する質問をいただきました。

平成26年度の全国の学力調査の結果を受けまして設置されました，学力向上調査検討委員会の審議報告をもとに，平成27年度から実施の，学力向上「徹底」プロジェクトであります。来年度につきましても，引き続き着実に実施してまいりたいと考えております。

このプロジェクトは，鳴門教育大学との連携協力によりまして，学力向上拠点校による取組や指定校への重点的あるいは継続的な支援を進めております。さらには，徳島県の学力ステップアップテストの実施の回数や実施学年を拡充することにより，複数回のPDC Aサイクルの構築による各校の学力向上への取組をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

また，美馬市，阿南市にサテライト研修室を設置しておりますので，先生方の研修の充実ですとか，さらには，授業づくりの手引等もしっかりと活用しながら，来年度につきましても，いろいろな取組を効果的，そして計画的に実施してまいりたいと考えております。

学力向上は，子供たちの生きる力を育む非常に重要なものであるということで，そういった力をしっかりと伸ばせるよう，全力で取り組んでまいりたいと考えております。これらの取組に，来年度は1,160万円の予算を計上させていただいておりますので，何とぞ御理解を賜りたいと思います。

元木副委員長

鳴門教育大学を中心として拠点校をつくって，全国学力テストの成績の向上ですとか，ステップアップテスト等の試験の結果を活用されるというような趣旨の御答弁であったかと思っております。本県においても，就職の支援というのが一つの大きなテーマとなっております。勉強がある程度できていないと，高等学校，専門学校，大学等の卒業後，スポーツが幾らできて，学力が劣っているがゆえに思ったような企業に入れないという方もたくさんおいでになるようでございます。そういう意味で，真の生きる力，本当の意味での学力向上に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。試験というのはあくまでも一つのバロメーターでございますので，全国学力テストの結果に一喜一憂することなく，骨太の方針を持って，この事業を是非，継続していただき，継続は力なりということで，よ

ろしくお願い申し上げる次第でございます。

それと、先ほどもお話がございましたとおり、こういった施策を進めるに当たっては、教職員の方々への研修というのも大変大事な要素でございます。こういう中で、3,000万円ほどの予算で教員に必要な資質・能力を育成するために、初任者、また、授業力向上、そして教職5年次、10年次といった、各研修を設けていただけるということでございます。

最近、学校の先生方を見て大変だなと思うのは、今回、文教厚生委員会の県外視察でも行かせていただきました、スマートフォン、SNSをはじめとした情報教育への対応でございます。JRに高校生と一緒に乗っておられます、ほとんどの子がスマートフォンを操作していて、何をしているのか実際わからないというような状況でございます。こういう中で、このスマートフォンを有利な道具にもできるし、危険な道具にもできるというのは先生の指導次第という部分もあるんじゃないかなと思う次第でございます。子供はこういった機器の扱いに慣れるのは本当に早いわけでございますけれども、大人の方はなかなか、先生方の中にも苦手な方は、いるんじゃないかなと思っております。

このSNSをはじめとした情報教育という側面で、こういった研修内容を予定されているのか、今後の方向性についてお伺いできたらと思います。

松山総合教育センター所長

ただいま元木副委員長から、発達するICT機器、これを子供たちがどのように上手に賢く使っていくか、そのためには教員の指導力が大切だということの御質問をいただきました。やはり、情報化の陰の部分を中心に理解させて、子供たちがいかに賢くこれを使っていくかという教育が非常に大事だと思っております。

先ほど副委員長からも御指摘がございましたけれども、初任者研修とか、あるいは10年経験者研修とか、教員全員が受ける研修の中で、ICTを活用した教育の進め方、あるいは情報モラルについては、きちんと講座を設けて一斉に受講できるような体制をとっております。その上に本年度から、特別研修といたしまして、小中高、特別支援学校も含めた全ての学校から、情報教育を主たる担当とする教員を集めまして研修を行いました。その時に、本県が今年度から各小中高、特別支援学校で、情報モラル教育の年間指導計画を策定しておりましたので、それに基づいた研修を併せて行いました。大学の講師の先生からは、情報モラル教育に焦点を当てて、こういった研修等の年間計画をつくっている県はほかに例がないですねという高い評価をいただいております。

今後とも、この研修は大事にしていきたいと思っておりますし、先生方を支援するために、総合教育センターのホームページに情報モラル教育サポートサイトというものを設けまして、授業等で活用できる100を超えるデジタル教材を入れております。それから当センターが独自に開発しましたeラーニング教材、先ほどSNSのお話もいただきましたけれども、SNSに焦点を絞った、動画を使った教材ですね。これも3月末に公開する予定でございます。しっかりとそういうふうなものを使って、次年度以降、ワークショップも含めて、より深めた研修を進めてまいりたいと考えております。

元木副委員長

私が把握しておる範囲でも、地元の子供で、LINE等でいじめ等の被害に遭うケースですとか、先ほどもお話がございましたが、消費者教育という点に関しましても、何かを買って、それがトラブルになったとか、ポルノの問題ですとか、いろんなトラブルに巻き込まれている子供もいらっしゃるようでございます。是非、そういった子供に対しても、的確・適切な教育、指導を施していただきたいと思うわけでございます。

一方におきまして、この度、英語教育の指導の改善プランも出していただいております。本当に頼もしく思っているところでございます。本県も神山町等において地方創生の取組の中でしているような、テレビ会議を使った大学との連携事業等、学力向上に向けて、いい意味で最近の情報機器というのを活用していただきたい。英語でいきますと、読む、書く、聞く、話すことの全てを今スマートフォンの中でもできるわけでございます。是非、現場の指導と機器を生かした学力向上策ということにも留意いただきまして、子供の未来に、いい意味で活用できる取組を進めていただきたいと思う次第でございます。

次に、これに関連してグローバル人材の育成ということで、アジア諸国ですとかドイツのニーダーザクセン州との学校交流を行って、ツールとして英語を用いながら、各校の特色を生かした、深化した学習を行うということで460万円の予算が付けられておるわけでございます。お伺いしたいのが、国を選ぶ際の基準とございますか、こういった理由でこの地域を選ばれたのかという点と、英語を目的とするのであれば英語圏というのも一つの方向性になるのではないかなと思うわけでございますけれども、この狙い、そして今後の事業の見通しについてお伺いできたらと思います。

和田グローバル人材育成担当室長

ただいま元木副委員長から、予算計上させていただいております徳島グローバルスタンダード人材育成事業について御質問がございました。本事業は学校単位で、海外の同世代の若者と交流する機会を創出したしまして、英語をツールとして学びを深めていく事業であります。

ニーダーザクセン州と、アジア地域の中の特に台湾でございまして、昨年、教育交流に関する協定を結びました。それに基づき、この2地域を特に重要視しております。

内容につきましては、ニーダーザクセン州との交流におきまして、委員からの御質問の中にもございましたように、学校の特色を生かした交流ということで、深化させると書いておりますが、徳島商業高校のほうは共同商品の開発とそのマーケティング調査を姉妹校と行う。また、城北高校は姉妹校と城北高校の生徒がペアになって、一つのテーマを決めて一緒に研究し、それを成果として発表するというようなもの。また、徳島科学技術高校は、工業という専門を生かしまして、交流校と共同製作を考えております。

アジア地域等との交流でございまして、先ほど申しましたように、昨年、台湾の新竹市と協定を結びました。鳴門渦潮高校でございまして、本年の8月に野球部が現地に訪問しまして、交流校と野球の試合を実施することとしております。また、脇町高校がスーパーサイエンスハイスクール事業をしておりまして、海外研修ということで、新竹市内にあり

まず国立高校と、台湾の難関校と言われております清華大学のほうで、共同研究や研修を実施する予定になっております。また、つるぎ高校でございますが、教育交流の受入れが機会となって、昨年、台湾の高校と姉妹校締結を結び、新たな交流が始まりました。引き続き、教育旅行のほうも積極的に受け入れまして、県内生徒の国際的視野の涵養につなげてまいりたいと思っております。

元木副委員長

是非、専門的な知識を得るための交流という位置付けにさせていただきたい。子供にとってはかけがえのない経験になろうかと思えます。実のあるものになりますように、これからも継続して取り組んでいただきたいと思いますという次第でございます。

あと、カンボジアのほうも徳島商業高校が商業教育のシステム構築支援ということで、生産ラインの加工場の建設を開始していくということで、かなり具体的な取組をなさっておられるようでございますけれども、これについては、具体的にどう取り組んでいかれるんでしょうか。

和田グローバル人材育成担当室長

徳島商業高校とカンボジアの、日本友好学園というところの交流が今進んでいるのですが、経緯といたしましては、徳島商業高校の教員が、カンボジアを支援するボランティアを通じまして、その友好学園の長と知り合ったことが発端となりました。その後、学園のほうから徳島商業高校に対しまして、ODA、政府開発援助額が減少して、学校運営に非常に大きな支障を来しているというお話があり、その中で教育支援についても依頼がございました。それを受けまして、教育的な視点から学園の支援をするために、徳島商業高校と友好学園が、平成24年に共同で商品を開発するためのチームを、それぞれの学校に発足させまして、土産物品の蒸しまんじゅう等、共同開発に取り組みました。マーケティング調査を経て展示会等にも出展し、好評を博してきたところでございます。

また、今までの交流が実り、昨年12月には在カンボジア日本国大使館におきまして、カンボジア大使等の御出席のもと、両校の連携を一層進化させるとともに、持続的な協力関係を築くことを目的に、友好協定も締結されたところでございます。

なお、この両校で共同開発いたしました蒸しまんじゅうでございますが、その他のものと合わせて、両国で販売収益が3,000ドルになりまして、昨年10月にそのお金を友好学園のティーチャーズ・サポートという、寄附を原資としました教員の確保を目的に独自に設けている教員への給与補助制度、そちらのほうに寄附いたしましたところ、結果的に、昨年10月に2名の雇用、また新たに1名の雇用予定につながりました。学園の大きな課題でございました教員の不足という問題に、大きな成果が上がったと認識しております。

元木副委員長

蒸しまんじゅうで3,000ドルということで、かなりの成果を上げていると大変頼もしく思っておるところでございます。この事業につきましては、単にグローバル人材の育成と

いう観点だけではなくて、人権の教育ですとか、途上国支援ですとか、いろいろな角度で評価できるんじゃないかなと思っておるところでございます。本県も、農業分野においてTPP等、議論されておるわけでございますが、販売力が弱いということもよく言われております。販売力を身に付けるという意味でも、この事業を是非、深化させて、商業教育の充実につなげていただきたいと願う次第でございます。

英語村のプロジェクトの事業の中で、ジュニア観光ガイドの養成を打ち出していただいております。先日、会派で沖縄県のほうを視察させていただいて、沖縄県の観光振興に向けた取組等も勉強したわけでございますけれども、その中で、この沖縄県観光学習教材が小学校4年生全員に配付されておりました。これを勉強させていただきますと、沖縄県内の観光地とか、魅力というのはもちろんでございますけれども、それ以外に、沖縄の経済全体の問題ですとか防災教育、あるいは歴史教育、文化教育、語学部分の教育、あと、職場体験等、いろんなジャンルの要素が盛り込まれた、すばらしい教材であると思ったわけでございます。是非、こういった沖縄県のやり方も参考にさせていただいて、本県も、商工労働観光部ということで新たに観光の部局ができたわけでございますし、観光部局と連携して、徳島ならではの観光学習、観光教材、これを、ひいては子供たちの教育に向けての全体的な人間力の向上につなげていただきたいと願っておるわけでございます。

このジュニア観光ガイドの養成を、今後どう進化させていくのかといった点についても伺いできたらと思います。

和田グローバル人材育成担当室長

ジュニア観光ガイドについてのお尋ねでございます。この事業につきましては、今まで2回、県南の牟岐町において徳島サマースクールを実施してまいりました。そのサマースクールにおきましては、参加高校生にとって非常に価値のある、普通の生活では得がたい経験をしていただいたところです。その経験を社会に還元するため、また、そのサマースクールで磨いた英語を少しでも実践できるようにということで、サマースクール経験者を中心に、意欲のある高校生を募りまして、実習も含めた養成講座を行いたいと思います。

その中で、英語力、またコミュニケーション能力、国際感覚を磨くとともに、地元徳島の良さ、魅力を知ってもらって、今後、積極的に徳島の魅力を、世界に向けて発信できるような人材づくりにつなげていきたいと思っております。

木下委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

上村委員

議案第51号，学校職員の定数条例の一部改正については，第3条第1項の職員のほうは35名プラスですけれども，県費負担の教職員は65名減らされるということです。学校職員のメンタルの話も出ましたけれども，今，学校現場は，少人数学級の取組もいろいろとされていて，かなり過密な労働条件になっていると思います。

せっかく子供の数が減って，教職員に少し余裕ができたという状況には，まだいきませんけれども，先生方の負担を軽くするという点でも子供の数が減ったからといって減らすのではなくて，この定数のままで現場を充足させるという方向で努力すべきではないかと思うので，これについては意見があるんですけども。

木下委員長

それでは，議案第51号については，異議がありますので起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第51号について，原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は，御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第51号は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に，ただいま採決いたしました議案を除く議案について，採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第51号を除く教育委員会関係の付託議案はこれを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第51号を除く教育委員会関係の付託議案は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第51号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第11号，議案第17号，議案第52号，議案第53号，議案第54号，
議案第70号，議案第84号

次に，請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第4号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたし

ます。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

「①小学校1・2・3・4・5・6年生，中学校1年生に続き，中学校2・3年生でも早急に35人学級を実現すること」につきましては，学力向上やいじめ，不登校問題への対応，さらには，特別な支援を要する子供への対応など，学校の抱える課題が複雑・多様化する中，子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り，確かな学力を身に付けるためには，教員が子供と向き合う時間を確保し，一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで本県では，国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。まず，学校生活に不慣れであり，以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1・2年生については，平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。平成20年度には，複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより，学習・生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。その後，平成23年度から平成26年度の4年間で，小学校1年生から中学校1年生までの連続した全ての学年において少人数学級を実現することにより，きめ細やかな指導を着実に推進してまいりました。

本年度は，新たに中学校2年生の全ての少人数学級編制対象校と，中学3年生の少人数学級編制の対象校のうち，希望する学校を研究指定校とし，当学年における少人数学級編制の効果等の研究を進めているところでございます。

今後は，少人数学級編制の成果と課題を検証するとともに，少人数指導の効果的な活用を図りながら，きめ細やかで質の高い指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

「②就学援助を拡充すること」につきましては，就学援助制度は，経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して，国の補助を受けて，市町村が主体となり，学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成22年度から，要保護児童生徒に対する就学援助について，新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。

このことにつきましては，市町村教育委員会に対し，国からの通知を連絡しているところでございますが，今後とも市町村が就学援助に関して適切に対応できますよう，国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

木下委員長

理事者の説明は，ただいまのとおりであります。

本件は，いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは，意見が分かれたので，起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第4号の2

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正・副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この一年間、終始熱心に審議をなされ、また、委員会の議事運営に格段の御協力をいただきましたことを深くお礼申し上げます。おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。これもひとえに委員各位の御協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって、審査に御協力いただきましたことに、委員会を代表して深く感謝の意を表する次第でございます。審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等については、それぞれ十分尊重していただき、今後の教育行政の推進に反映されますよう強くお願い申し上げます。

また、報道関係者の方々には随分と当委員会に御協力いただきましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

これから徳島県におきましても、少子高齢化、人口減少が進むわけでございますけれども、子供たちに負担を残さない形で効果的な事業が推進されることを心から願っております。

時節柄、インフルエンザ等がはやっております。皆様方におかれましても十分お体に気を付けて、今後とも県勢発展のために一生懸命、頑張ってくださいをお願いしまして、

最後の委員長の挨拶といたします。ありがとうございました。

松重教育委員長

教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま木下委員長から、御丁寧なる御挨拶をいただきまして、我々も大変恐縮に存じております。

木下委員長，それから元木副委員長はじめ，各委員の皆様方におかれましては，この一年間の御審議を通しまして，数多くの貴重な御意見，御示唆，御指導をいただきましたことに，心から感謝いたしたいと思えます。

今日の議論にもありましたけど，昨今，グローバル化，情報化，少子高齢化，地域の活性化といえますか，いろんな社会情勢が目まぐるしく変化している中，教育の重要性が今まで以上に高くなっていると感じております。

本県の教育行政におきましても，キャリア教育の推進，グローバル教育，そういったものについていろんな教育課題が山積してあります。これらに対して，迅速かつ適切な対応が求められているところでもあります。

今回，皆様方からいただきました御意見や御指導を十分肝に銘じて，教育委員会としては変革に挑戦していきたいと思っております。こういったものは，単に一員のものではなくて，教育委員会全体，教職員，それから議員の皆様方の御指導の中でなし得るものだと思っております。今後とも引き続き，御指導，御べんたつを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますけど，委員長さん，副委員長さん，委員の皆様方の御健勝と今後のますますの御活躍を祈念申し上げまして，簡単ではありますが，お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

木下委員長

これをもって，文教厚生委員会を閉会いたします。（14時29分）